## 中皮腫労災認定基準を批判

### 愛知●淑徳学園教員中皮腫行訴高裁判決

夫・宇田川牌さん(死亡当時64歳)が中皮腫を発症したのは、勤務していた愛知淑徳学園中学・高校でアスベスト(石綿)を吸引したのが原因だとして、妻の宇田川かほるさんが名古屋東労働基準監督署の労災不支給決定処分の取り消しを求めていた訴訟の控訴審判決が2018年4月11日に名古屋高裁であり、藤山雅行裁判長は、訴えを棄却した一審を取り消し、労災を認める判決を言い渡した。

一審判決では、石綿に曝露した可能性があるのは中学校舎新築工事の行われていた8か月程度にとどまり、その程度も明らかではないとされたが、控訴審判決では、暁さんが学園に勤務していた延べ33年の期間中に、

学園内で頻繁に行われていた 建築工事でも石綿含有建材が 使用された際に発生・飛散した 石綿粉じんに間接的に曝露した り、施工後の吹き付け材・石綿含 有建材の劣化・剥離によって発 生した石綿粉じんに曝露したこと を認めた。とくに前述の中学校 舎新築工事の内装工事が行わ れた昭和38年4月から同年11月 までの8か月聞においては、石綿 含有建材の切断、加工をしてい た工事中の校舎内に暁さんが 担任していた中学クラスや職員 室があったことから、暁さんが曝 露した石綿粉じん濃度は、一般 環境レベルを超えるものであった ことを認めた。さらに、曝露の程 度は上記工事期に劣るものの、 吹き付け材があったテレビスタジ

オや高校体育館勤務中にも、一般環境レベルを超える濃度の石綿粉じんに相当期間曝露したことも認めた。

控訴審での弁護団は、石綿曝 露作業従事期間1年以上の労 災認定基準は、国際的な診断基 準であるヘルシンキクライテリアと 乖離し、欧州諸国の労災認定基 準に比べて厳格すぎると主張す るとともに、ヘルシンキクライテリア や欧州諸国における労災認定 基準からすれば、数週間以上又 は、一般住民の環境性曝露のレ ベルを超える程度の職業性曝露 があれば、中皮腫の業務起因性 を肯定すべきであると主張して きた。今回の判決では、中皮腫 の労災認定において、労働基準 監督署が厚生労働省本省と協 議するか否かを区切る基準だと しても「石綿曝露期間1年以上| を設定したことは医学的根拠に 基づくといえず、合理性は認めら れないとしたうえで、せいぜい2、 3か月程度を限度とすべきとの判 断を示した。記者会見で位田浩 弁護士は「中皮腫の労災認定 基準を批判した初めての判決 | と述べた。

4月26日の朝、位田弁護士より 控訴審判決は国が上告せず確 定したと連絡を受けた。

宇田川さんの学校アスベスト 裁判を支援する会は、代表に公 立高校元教諭の墨総一郎さん が就任し、アスベスト関連疾患の 患者家族、学校労働者、医師、 NGO関係者、労働組合、宇田川 さんのご友人等が参加し2011 年9月15日に発足した。その後、



### 各地の便り

台風15号が東海地方に接近していた9月21日に行われた第1回口頭弁論から先日の控訴審判決言い渡しまで途切れることなく傍聴を行い、学校アスベストや建設アスベスト問題に関する集会、学校アスベストに関するホットラインなども開催した。

この訴訟に心を寄せ傍聴に

通って下さった今は亡き私たちの仲間たちの中皮腫患者さんや石綿肺の患者さんの姿を思い出す。最後に、当会結成よりこれまで物心両面でのご支援をいただいた皆様には心より感謝申し上げます。

事務局 成田博厚(名古屋労災職業病研究会「もくれん」5月号)

版ヘルシンキ・クライテリアにおいても、中皮腫に関する基本的な事項については、変更なく踏襲されている。少なくとも中皮腫に関し、ヘルシンキ・クライテリアが、現在もなお国際的に尊重されている基準であることは、当事者間に争いがない。

ヘルシンキ・クライテリアは、中 皮腫の職業起因性の評価に 当たって、具体的なばく露期間 の要件を定めておらず「非常 に低いレベルのバックグラウン ドの環境ばく露は極めて低い リスクをもたらすにすぎないが、 短期間又は低レベルの石綿ば く露であっても、中皮腫につい て職業関連と診断するのに十 分である。 としており、これは、 一般住民の環境性ばく露のレ ベル(バックグラウンドレベルの ばく露)を超えた職業性ばく露 がある場合には、それが短時 間あるいは低レベルのばく露で あっても、中皮腫が職業性と認 められるという趣旨であると解 される。

## 中皮腫に1年曝露基準は不当

愛知●名古屋高裁判決の内容

前出記事にある名古屋高裁判決中「裁判所の判断」の中皮腫の労災認定基準に関する部分のみ抜粋して紹介する。

#### (1) 中皮腫の原因について

被災者の死因となった本件疾病(肺がん及び胸膜中皮腫)のうち、「中皮腫」とは、中皮(人の胸部や腹部の中にある肺、心臓、胃や腸などの内臓の表面と体壁の内側を覆い、これらの臓器がスムーズに動くのを助けている透明な膜。疑膜とも呼ばれる。)の表層にある中皮細胞にできるがん(悪性腫瘍)である。

中皮腫の発症は、そのほとんどが石綿粉塵にばく露したことによる石綿繊維の吸引、沈着にかかわるものであり、中皮腫は、石綿に起因する特異的疾患である。中皮腫には閾値がなく、医学及び環境学の専門家による「石綿による健康被害に係る医学的

判断に関する検討会」が平成18年2月に取りまとめた「「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書」(以下「平成18年報告書」ともいう。)においても、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、当該中皮腫は、石綿ばく露を原因とするものと考えて差し支えないものとされている。

# (2) 中皮腫の労災認定基準に関する国際的な状況

## ア 国際的な認定基準としての ヘルシンキ・クライテリア

1997年1月にヘルシンキで、 開催された国際会議(日本からも、石綿関連疾患に造詣の深い医学者が参加し、決定に 関与してきた。)の成果である ヘルシンキ・クライテリアは、現在 も、石綿関連疾患の診断及び 原因判定の診断基準として国 際的に尊重されており、2014年

### イ 欧州諸国の中皮腫の職業 病認定基準

(ア) 平成18年 (2006年) の労災 職業病保険欧州フォーラムで 報告された欧州12か国におけ る中皮腫の職業病認定のた めのアスベスト粉塵ばく露基 準をみると、このうち10か国で は、最低ばく露期間の要件が 設けられていない(ドイツ、ベルギー、デンマーク、スペイン、イ タリア、ノルウェー、スウェーデン及びスイスの8か国では「わ ずかなばく露でも可」、フランス

では「最低限期間なしで日常 的ばく露(業務の例示的リス ト) 」、ポルトガルで、は「(業務 の例示的リスト) | とされてい る。)。また、2か国 (オーストリ ア及びフィンランド)では、最低 ばく露期間を設定しているが、 それは、「few weeks | (「数週 間 | )というものである。

- (イ) また、イギリスの労災補償制 度においては、中皮腫の場合、 特定の職業を明示することな く(他の疾患の場合には、より 具体的な職業が例示されてい る。)、「環境一般において通 常認められるレベル以上の石 綿、石綿粉塵、又はあらゆる石 綿混合物への曝露 | により中 皮腫に擢患した場合、給付対 象となる。|とされ、一般環境中 の石綿濃度のレベル以上の石 綿粉塵にばく露したことを要件 としているのみであり、石綿粉 塵ばく露期間の要件は設けら れていない。
- (ウ) 上記 (ア)、(イ) の欧州諸国 の状況 (中皮腫の労災認定基 準において、ばく露期間の要件 を設けないか、ばく露期間の要 件を設けてもせいぜい「数週 間 | 程度という状況) は国際的 に尊重されているヘルシンキ・ク ライテリアの「非常に低いレベ ルのバックグラウンドの環境ばく 露は極めて低いリスクをもたら すにすぎないが、短期間又は 低レベルの石綿ばく露であって も、中皮腫について職業関連 と診断するのに十分である。| とする見解に符合している。
- ウ 以上のことからすると、中皮

腫は、一般住民の環境性ばく 露のレベルではほとんど発症し ないばかりか、肺がん等の石 綿ばく露によって発症する他 の疾患と異なり、上記レベルを 超える石綿ばく露以外の発症 原因がほとんど考えられない 点に大きな特徴のある疾患で あると認められる。

そうすると、ヘルシンキ・クライ テリアの趣旨のとおり、中皮腫 を発症した者に一般住民の環 境性ばく露のレベル(バックグラ ウンドレベル)を超える職業性 ばく露があった場合には、それ が短期間又は低レベルのもの であっても他に中皮腫の発症 原因が見当たらない限り、当該 中皮腫の業務起因性を認める のが相当である。

### (3) 本認定基準の「1年要件」に ついて

ア 厚生労働省労働基準局長 が平成24年3月29日付けで発 した「石綿による疾病の認定 基準について | (基発0329第 2号)(本認定基準)は、被災 者の死因となった胸膜中皮腫 (石綿肺の所見がないもの) について、「石綿ばく露作業の 従事期間が1年以上ある場合 | (最初の石綿ばく露作業開 始から10年未満で発症したも のを除く。) に業務起因性を認 めるという考え方に立っている (本認定基準第2の3(2))(1 年要件)。

被控訴人は、この1年要件 は、石綿ばく露期間が中皮腫 発症の重要な要因の一つとい えることから、1年要件に該当 する場合には業務起因性を認 めることとしたものであり、これ に該当しないものについては、 関係資料を踏まえて、厚生労 働省本省との協議により、当該 事案における個別具体的事情 を総合して業務上外を判断す る(本認定基準第3の5(2)ウ) ための基準であって、ばく露期 間が1年に満たないものについ ても、例えば、作業環境管理が 十分行われていなかった時代 に、吹き付け作業、原料投入 作業等の石綿飛散が著しい 作業に従事した場合について は労災認定されることもあるか ら、不合理なものではないと主 張する。

イ しかし、本認定基準が中皮 腫の労災認定について本省 協議とするかどうかを区切る 基準として「石綿ばく露期間1 年 |を採用した医学的根拠は、 明確とはいえない。本認定基 準の策定経過において参照 されたという諸外国の状況や 医学的知見のうち、平成15年 8月26日 「石綿ばく露労働者に 発生した疾病の認定基準に 関する検討会報告書 | (平成 18年報告書の引用文献(2)で は「(2004) |として掲げられて いる(以下「平成15年報告書 | ともいう。) に記載されている ①平成11年から13年までの3 年間において石綿による中皮 腫として労災認定された国内 の93事例に関する報告は、そ れ以前のわが国の中皮腫の 労災認定基準で石綿ばく露

作業の従事期間を「5年以上」 としていた時期の統計であっ て、参考にならないし、②諸外 国の状況や医学的知見として 参考にされたというドイツの状 況は、対象期間のほとんどが ヘルシンキ・クライテリア (1997 年)公表前の期間にかかるも ので、最小ばく露期間のデータ がないし、ノルウェーの事例は 対象期間の全てがヘルシンキ・ クライテリアの公表前の期間 にかかるものであり、スウェーデ ン、デンマーク、フィンランドに関 する報告はいずれもばく露期 間に関するものではないから、 いずれも、「1年以上」のばく露 期間を設定する根拠となり得 るものではなく、③Bianchiらの 報告(平成18年報告書の引用 文献(6))は、「造船業を主と する石綿ばく露作業歴を有す る胸膜中皮腫症例では、石綿 ばく露作業従事年数が明らか な男性325例のうち323例は1 年以上のばく露歴が認められ たこと を報告するものである が、325例中の2例については 1年未満のばく露歴しかなく、ま た、1年未満のばく露歴しかな く、中皮腫を発症しない者が他 にどの程度存在するのかも明 らかでないから、「1年以上」の ばく露期間を設定する根拠と なり得るものではない。そして、 平成18年報告書9頁に記載さ れている「職業ばく露とみなす ために必要なばく露期間」に 関する記述は、上記平成15年 報告書をなぞるものにすぎず、 ばく露期間1年未満の場合に ついての中皮腫発症の危険 性についての検討が十分にな されたものとは認められない。

ウ 以上からすると、わが国における中皮腫の労災認定において、本認定基準が、厚生労働省本省との協議とするか否かを区切る基準として、「石綿ばく露期間1年以上」を設定したことは、十分な医学的根拠に基づくものということはできずばく露期間1年未満の中皮腫を一律に本省との協議とすることに合理性は認められない。

労災認定の基準や手順及 び補償の程度は、各国が独自 の判断で、それぞれの国の実 情に応じて定めるものではある が、業務起因性の判断自体は 科学的知見に基づく合理的な ものでなければならず、その意 味では合理的な国際的基準 がある以上、それを尊重すべき ものである。そして、中皮腫は、 一般住民の環境性ばく露のレ ベル(バックグラウンドレベルの ばく露)を超えた職業性ばく露 がある場合には、それが短時 間あるいは低レベルのばく露で あっても、それだけで発症する 危険があるのであり、国際的に

尊重された診断基準であるへ ルシンキ・クライテリアが、この医 学的知見に基づいて、「短期 間又は低レベルの石綿ばく露 であっても、中皮腫について職 業関連と診断するのに十分で あると考えるべきである。 とし ていること、欧州諸国における 労災認定基準が、13か国中11 か国は、中皮腫の労災認定基 準において最低ばく露期間の 要件を設定しておらず、最低ば く露期間を定めている2か国も、 「few weeks | (「数週間 | )と していること(上記の(2)イ(ア)、 (イ)) に照らせば、わが国の 中皮腫の労災認定基準にお いて、仮に、厚生労働省本省と の協議とするか否かを区切る 基準としてばく露期間の要件 を設定する必要があるとして も、それはせいぜい2、3か月程 度を限度とすべきであると考え られるし、設定されたばく露期 間の要件を満たさないものに ついても、就労場所におけるば く露状況等を検討することに よって、中皮腫の発症に業務 起因性を肯定すべきものが存 在するというべきである。

## びまん性胸膜肥厚による死亡

大阪・山口●スレート工場勤務、心臓疾患死

2017年度にひょうご労働安全 衛生センターが支援した労災請 求は、1年間で27件(審査請求を 含む)であった。経年的にみると、